

香取広域市町村圏事務組合職員定数条例

昭和59年2月27日

条例第2号

改正 平成7年2月20日条例第3号

平成17年10月25日条例第5号

平成18年3月27日条例第3号

平成19年4月1日条例第5号

平成21年4月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、管理者、議会及び監査委員の事務部局並びに消防機関に勤務する地方公務員で一般職に属するものの定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 管理者の事務部局の職員 | 121人 |
| (2) 議会の事務部局の職員 | 5人 |
| (3) 監査委員の事務部局の職員 | 3人 |
| (4) 消防機関の職員 | 232人 |

2 前項第2号及び第3号の職員は、第1号の職員が兼ねることができる。

(職員の定数の配分)

第3条 前条の職員の配分は、それぞれ任命権者が定める。

(定数外)

第4条 次の各号に掲げる職員は、第2条第1項に規定する職員の定数外にあるものとする。

- (1) 臨時的に任用された職員
- (2) 他の地方公共団体の職員で、併せて組合の職員に任用され、組合から給与の支給を受けていない職員

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員定数条例の廃止)

2 職員定数条例(昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第4号)は、廃止する。

附 則（平成7年2月20日条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日より施行する。

附 則（平成17年10月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第3号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。